

医科点数表の解釈

平成26年4月版

Web追補 No.7 (平成27年2月号)

平成 27 年 2 月 4 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成27年 1 月 30 日 保医発0130第 1 号 (平成27年 2 月 1 日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html
- 「疑義解釈資料の送付について (その12)」(平成27年 2 月 3 日医療課事務連絡) が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
442			[D014自己抗体検査の「29」IgG ₄ を準用する項目として追加]	◇ IgG ₂ ア IgG ₂ は、D014自己抗体検査の「29」IgG ₄ の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、ネフエロメトリー法による。 ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 図 (平27. 1. 30 保医発 0130 1)
884			[N005-2ALK融合遺伝子標本作製を準用する項目として追加]	◇ BRAF V600 ア BRAF V600は、N005-2ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 図 (平27. 1. 30 保医発 0130 1)